

司法書士  
による

# 相続・遺言・成年後見 無料相談会 & 勉強会 in 筑北村

長野県司法書士会およびリーガルサポートながの支部の  
共催による無料の面談相談会と、  
リーガルサポートながの支部主催の勉強会を  
以下のとおり実施いたします。  
お気軽にご参加ください！



開催日

令和2年2月7日 金

## 相談会

場所

筑北村役場会議室 101他  
(東筑摩郡筑北村西条4195)

時間

10:00~15:00  
(受付時間 9:30~14:30)

予約:不要

相談料:無料

相談例

土地の名義が先々代のままなのが、  
自分の名義にするにはどうすれば良いか？

実家が空き家となっている。  
相続登記はしないといけないの？

遺言について  
教えてほしい

相続人の中に行方不明の人がいて  
遺産分割協議ができない

一人暮らしなので  
認知症になったときが心配

知的障がいを持つ  
子どもの将来が心配

## 勉強会

場所

筑北村役場会議室 206  
(東筑摩郡筑北村西条4195)

時間

10:00~11:30  
(受付開始時間 9:30)

予約:不要

参加費:無料

テーマ

「相続、遺言の基本と成年後見制度について」

講師:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部  
支部長 高野哲浩

長野県司法書士会では、平日毎日電話による相談をお受けしています。  
当日、相談会に来られない方は、電話相談をご利用ください。詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ



長野県司法書士会

司法書士  
総合相談センター

〒380-0872

長野市妻科399番地

TEL. 026-232-7492

FAX: 026-232-6699 <http://www.na-shiho.or.jp>

司法書士は裁判所に提出する書類の作成を行うことができます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における140万円以下の民事紛争(訴訟、調停、即決和解等)の代理及び法律相談、裁判外の和解等の代理を行うことができます。